

## あなたの国民年金

パート ⑩



# 繰り上げ請求は 慎重に!!

## \* 老齢基礎年金 \*

老齢基礎年金は、65歳から受けることが原則ですが、60歳を過ぎれば、希望により繰上げて受けすることができます。

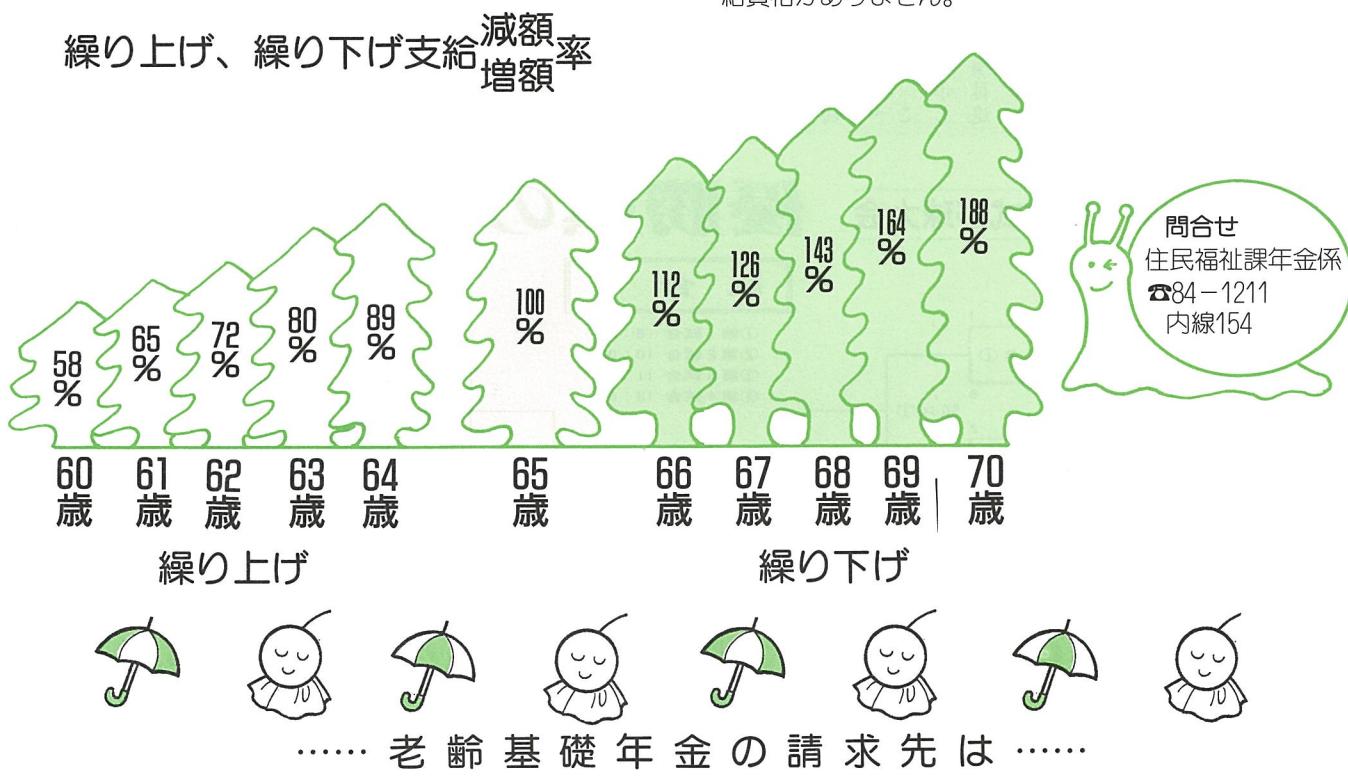
### 〈年金を受けるために必要な期間〉

次の期間を合計して、25年以上必要です。

- 国民年金保険料を納めた期間
- 国民年金保険料の免除を受けた期間
- 昭和36年4月以前にサラリーマンの奥さんで年金に加入していなかった期間
- 厚生年金・共済組合に加入していた期間

### 繰り上げ請求による不利な点は？

- 受け始める年齢によって、年金額が減額され、減額率は生涯変わりません。
- 65歳前に、もし障害者になっても、繰り上げ請求を受けている方は、障害基礎年金が受けられません。
- 65歳前に、もしご主人が亡くなり、寡婦年金を受けられる条件があつても、繰り上げ請求を受けている方は、受給資格がありません。



国民年金期間だけの方

→ 役場

国民年金と厚生年金期間のある方

→ 佐原社会保険事務所

国民年金と厚生年金期間のある方で

→ 会社の所在地の社会保険事務所

現在勤めている方

→ 勤め先の共済組合

国民年金と共に組合期間のある方で

→ 勤め先の共済組合

現在勤めている方

→ 勤め先の共済組合

国民年金と、厚生年金、共済組合期

間があり、現在国民年金の方

→ 厚生年金——佐原社会保険事務所  
共済組合——勤めていた共済組合